

482 高等試験令及び普通試験令

〔『法学新報』第28卷2（316）号 大正7年2月1日〕

○高等及普通試験令 予て懸案中なりし高等試験令は枢密院の御諮詢を経て愈御裁可相成りたるを以て去月十八日の官報を以て之に伴ふ普通試験令、高等試験委員及普通試験委員官制（別項）と共に公布せられたり

○高等試験令

第一条 奏任文官の任用資格試験、外交官及領事官の任用資格試験並裁判所構成法第五十八条の試験は高等試験と称し本令に依り之を行ふ但し特別の規程あるものは此限に在らず

第二条 高等試験は毎年一回東京に於て之を行ふ其期日及場所は予め官報を以て之を公告す

本試験各科の試験は各別の期日に之を行ふ

第三条 左の各号の一に該当する者は高等試験を受くることを得ず

- 一、禁錮以上の刑に処せられたる者
- 二、破産者若は家資分散の宣告を受け復権せざる者又は

身代限の処分を受け債務の弁償を終へざる者

第四条 高等試験を分ちて予備試験及本試験とす予備試験に

合格したる者に非されは本試験を受くることを得ず

第五条 予備試験は受験者本試験を受くるに相当なる学識を

有する者を認むべきや否を考試するを以て目的とす

第六条 予備試験は論文及外国語に就き之を行ふ

外国語試験は英語、仏語及独語の中に就き受験者をして予

め一種を選択せしめ之を行ふ但し受験者の願に依り他の外

国語を以て之に代ふることあるへし

第七条 予備試験を受けむとする者は中学校を卒業したる

者、文部大臣に於て普通教育に関し之と同等以上の学歴を

有すと定めたる者及高等試験委員に於て普通教育に関し中

学校と同等以上と認むる外国の学校を卒業したる者を除く

の外文部大臣の定むる所に依り国語漢文物理化学歴史地理

数学の七科目に就き中学校卒業の程度に於て行ふ試験に合

格したる者なることを要す

第八条 高等学校大学予科又は文部大臣に於て之と同等以上

と認むる学校を卒業したる者は予備試験を免す

予備試験に合格したる者は爾後予備試験を免す

第九条 本試験は受験者学理上の原則及現行法令に通曉し且

之を實務に応用するの能力あるや否を考試するを以て目的

とす

第十条 本試験を分ちて行政科、外交科及司法科の三科とす

受験者は二科以上の試験を併せ受くることを得

第十一条 本試験は筆記及口述とす筆記試験に合格したる者

に非されは口述試験を受くることを得ず

第十二条 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、其

他高等試験委員に於て必要と認むる科目の筆記試験及口述

試験は受験者に法文を示して之を行ふ

第十三条 行政科試験は左の科目に就き之を行ふ

(一) 憲法 (二) 行政法 (三) 民法 (四) 刑法 (五) 国際

公法 (六) 経済学

以上の科目は必須とす

(一) 商法 (二) 民事訴訟法 (三) 刑事訴訟法 (四) 財政

学

以上の科目は受験者をして予め其一を選択せしむ

第十四条 外交科試験は左の科目に就き之を行ふ

(一) 憲法 (二) 国際公法 (三) 国際私法 (四) 経済学 (五)

外交史 (六) 外国語

以上の科目は必須とす

外国語は英語、仏語及独語の中に就き受験者をして予め一

種を選択せしむ受験者の願に依り其選択したる外国語の外

他の外国語を併せ試験することあるへし

(一) 行政法 (二) 民法 (三) 商法 (四) 刑法 (五) 財政

学 (六) 商業学 (七) 商業史

以上の科目は受験者をして予め其一を選択せしむ

第十五条 司法科試験は左の科目に就き之を行ふ

(一) 憲法 (二) 民法 (三) 商法 (四) 刑法 (五) 民事訴

訟法(六) 刑事訴訟法(七) 國際私法

以上の科目は必須とす

(一) 行政法 (二) 國際公法 (三) 經濟学

以上の科目は受験者をして予め其一を選択せしむ

第十六条 一の科の筆記試験に合格したる者は翌年に限り其科の筆記試験を免す

第十七条 一の科の本試験に合格したる者にして他の科の本試験を受けむとする者に付ては必須科目の試験に在りては受験せざりし科目に就きてのみ之を行ひ選択科目の試験に在りては其科目中に受験したる科目なきときに於てのみ之を行ふ

第十八条 試験の合格者を定むる方法は高等試験委員の議定する所に依る

第十九条 高等試験の合格者には合格証書を付与す

第二十条 不正の方法に依り試験を受けむとしたる者又は試験に関する規程に違反したる者は其試験を受くることを得ず試験合格決定後發覺したるときは其合格を無効とす

第二十一条 高等試験を受けむとする者は手数料として本試験の一科に付十円を納むへし

第二十二条 高等試験に関する細則は閣令を以て之を定む

#### 附 則

本令は大正七年三月一日より之を施行す

文官試験規則並外交官及領事官試験規則は之を廢止す

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条、第六

十二条及第六十五条の改正規定、大正三年法律第四十号並本令中司法科試験に関する規定は大正十二年三月一日より之を施行す

#### ○普通試験令

第一条 特別の規程あるものを除くの外判任文官の任用資格試験は普通試験と称し本令に依り之を行ふ

第二条 普通試験は各官庁の須要に應し其庁の普通試験委員之を行ふ其期日及場所は予め官報を以て之を公告し東京以外に於て行ふ試験に在りては尚其地方の新聞紙に公告す

第三条 普通試験を<sup>(受)</sup>及けむとする者は手数料として二円を納むへし

第四条 普通試験は中学校の科目中五科目以上に就き中学校卒業の程度に於て之を行ふ

前項の外各官庁所掌の事務を斟酌し別に科目を加ふることを得

前二項の科目は普通試験委員之を定め高等試験委員の承認を経へし

第五条 高等試験令第三条及第十八条乃至第二十条の規定は普通試験に之を準用す

第六条 普通試験に関する細則は普通試験委員之を定め高等試験委員に報告すへし

#### 附 則

本令は大正七年三月一日より之を施行す

本令施行前文官普通試験の期日及場所を公告したるものには其試験は仍従前の例に依る